

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和元年5月10日

県南広域振興局長 平野 直

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ベルジョイス 盛岡市東安庭二丁目1番30号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス三関店 一関市三関字神田90番地1ほか
- (3) 変更した事項 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更の年月日 令和元年5月7日
- (5) 変更の理由 物流の見直しのため

2 届出年月日 平成31年4月19日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所